

建災防宮城県支部からのお知らせ

平成30年10月1日



死亡労働災害が増加しています！

宮城労働局の発表によると、県内の建設業の労働災害は、休業4日以上[※]の死傷者数で、8月末現在204名（うち死亡5名）となっています。

特に、死亡災害は、9月にも仙台市内で発生しており（裏面参照）、前年1年間の死亡者数を超える状況となっています。

日没が早まるなど、なにかと作業環境が厳しくなる時期です。

3大災害防止及び交通労働災害防止対策を徹底し、死亡災害増加に歯止めをかけましょう！

労働災害の発生状況（平成30年8月末現在）

宮城労働局発表より

死傷災害の状況（宮城県・建設業関係）

業種	平成28年 全期		平成29年 全期		平成29年 8月末		平成30年 8月末		前年同月比較					
	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	増減数	増減率%	増減数	増減率%
									増減数	増減率%	増減数	増減率%		
全産業計	2467	16	2385	17	1371	8	1572	16	+201	+14.7	+8	+100		
建設業	432	5	350	5	213	3	204	5	-9	-4.2	+2	+66.7		
土木工事業	149	4	123	2	75	2	77	2	+2	+2.7	0	0		
建築工事業	239	1	179	3	108	1	94	2	-14	-13.0	+1	+100		
鉄骨・コンクリート造 家屋建築工事業	60	1	48	2	26	1	25	1	-1	-3.8	0	0		
木造家屋建築工事業	120	0	86	0	49	0	33	0	-16	-32.7	0	0		
建築設備工事業、その 他の建築工事業	59	0	45	1	33	0	36	0	+3	+9.1	+1	0		
その他の建設工事	44	0	48	0	30	0	33	1	+3	+10.0	+1			

災害件数は平成30年7月末までに受付した労働者私傷病報告（休業4日以上）により計上しています。死亡件数は内数となっています。

死亡災害発生の概要（宮城県・建設業関係）

宮城労働局発表（8月末まで）

番号	発生日月	事故の型	業種	災害の概要
	時間帯	起因物	労働者数	
1	平成30年 2月	墜落・転落	電気通信工事業	送電線の鉄塔上（高さ約50m）で、被災者が金具設置工事の作業中、墜落した。被災者が安全帯の胴綱のフックを構造物に取付けないうまま、併用していた移動用口一のフックを外したことが墜落の原因と考えられる。
	午前10時頃	建築物・構築物	10~29人	
2	平成30年 2月	激突され	その他の土木工事業	工事用仮設作業道として設置していた敷鉄板の積込み作業中、クレーン機能付きドラグショベル（移動式クレーン）で吊った敷鉄板がダンプの荷台上で引っかかり動かない状態となったことから、移動式クレーンを運転していた被災者が運転席から降り、自らダンプ後方のあおりを下ろしたところ、敷鉄板が振り子状に動き、被災者の胸部に激突し、背後の移動式クレーンとの間にはさまれた。
	午前8時頃	移動式クレーン	1~9人	
3	平成30年 5月	交通事故 （道路）	鉄骨・コンクリート 造家屋建築工事業	同僚2名とともに、ワゴン車に同乗し、会社から工事現場に向う途中、道路でスリップし民家の塀に激突した。後部座席に乗っていた被災者が死亡した。 （震災復旧作業）
	午前6時頃	乗用車	1~9人	
4	平成30年 7月	転倒	その他の土木工事業	仮置場において、トラックから降ろした庭木剪定の枝葉をトラクターショベルで押していたところ、トラクターショベルが左側に転倒し、当該トラクターショベルのハットガードの支柱と地面の間に運転者が挟まれた。
	午後4時頃	整地・運搬・ 積込み用機械	10~29人	
5	平成30年 8月	墜落・転落	建築設備工事業	防虫用シャッターを取り付けるため、既設の運搬装置に上がって作業を行っていたが、シャッターが振れ、高さ約3.5m下に墜落した。
	午後0時頃	材料	1~9人	

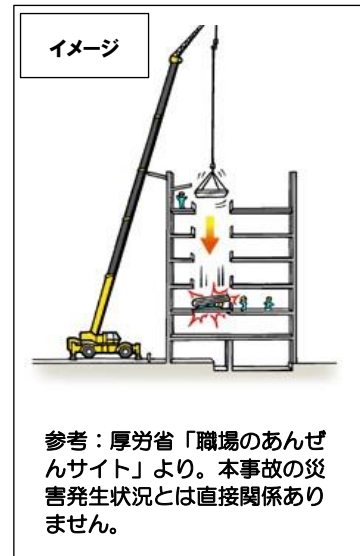
（注）速報を取りまとめたものであり、今後、修正・削除される可能性がある。

死亡労働災害速報 (2018. 9)

(建設業労働災害防止協会宮城県支部作成)

吊り上げ中の外壁材が落下、作業員に当たる。			
発生日月	平成30年9月6日 午前2時頃		
業種	鉄骨・コンクリート造家屋建築工事業	事業場規模	不明
事故の型	飛来・落下	起因物	つり荷(移動式クレーン)

発生状況	<p>9月6日 午前2時頃、仙台市青葉区内のビル建設現場で、移動式クレーンで吊り上げていたコンクリート製外壁材6枚(1枚140キロ)中3枚が、何らかの原因で割れて路上に落下した。被災者(男性62歳)は、その下方で同クレーンの誘導作業をしていたが、破片が頭部に当たった模様で倒れているところを発見され、病院に運ばれたが死亡した。(マスコミ報道より)</p>
災害防止対策	<p>〔現在関係機関で調査中のため、類似災害に係る一般的対策を列挙します。〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 移動式クレーンで荷を吊り上げる場合には、吊り荷の形状、重量等に対応した用具を用い、適切な方法により玉掛けを行うこと。 また、有資格者、合図者等の配置、指揮系統等を確認し、関係作業員への周知を徹底すること。 バラ物を一度に玉掛けする場合には、補助ベルト等を使用して、荷全体を結束してから、玉掛けを行うこと。 吊り角度により生じる分力により、つり荷が破損する恐れがある場合は、クレーン等の揚程を確認して、玉掛用ワイヤーロープを長くし、つり角度を小さくする。吊り角度を小さくできない場合は、つりビーム等の使用を検討する。 「玉掛け作業3・3・3運動」を実施し、地切り30cmで一旦静止させ、吊り荷の安定性を確認・保持する。 吊り荷の下には原則として作業員を立ち入らせないこと。特に、複数の荷が一度に吊り上げられる場合等には、吊り荷の下方への立ち入り禁止措置を徹底すること。 作業が夜間となる場合には、照明設備を増設する等作業を安全に行うために必要な照度を確保すること。



建設業労働災害防止協会 宮城県支部

〒980-0824 仙台市青葉区支倉町2-48 宮城県建設産業会館5階

電話 022-224-1797 Fax 022-265-5604